

福岡県公報

令和 3 年 8 月 3 日
第 221 号

目 次

告 示 (第713号 - 第725号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	6
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	7
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9

労働委員会

○福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について	(労働委員会事務局調整課)	10
-------------------------	---------------	----

告 示

福岡県告示第713号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	武島白口線	久留米市荒木町白口1726番2先から 久留米市荒木町白口1726番3先まで

福岡県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	善導寺 停車場 耳納線	久留米市山本町耳納1075番1先から 久留米市山本町耳納1078番1先まで

福岡県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八女 香春線	前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.2 ～ 13.6	1,056.8
			前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	8.0 ～ 15.5	1,034.1
			前	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	8.0 ～ 18.6	1,035.4

後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ～ 15.5	1,034.1
後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ～ 18.6	1,035.4

福岡県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女 香春線	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末956番1先まで

福岡県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
------	----	-----	-------	--------

像居143	くすのき薬局	宗像市光岡字京縄手5-1	R3・5・7	居菅・予居菅
筑紫居138	あけぼの薬局 二日市店	筑紫野市二日市北二丁目2-1 イオン二日市店3F	R3・4・20	居菅・予居菅
み居84	ヤサミ調剤薬局	みやま市瀬高町下庄2175-1	R3・5・31	居菅・予居菅
み支32	デイサービスおんあい	みやま市山川町河原内510番地	R3・6・1	通介・地通介・予通介・一号通

福岡県告示第718号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地介歯53	よつば歯科医院	糸島市南風台三丁目14-25	R3・5・31
み介薬8	ヤサミ調剤薬局	みやま市瀬高町下庄2175-1	R3・5・30
京介薬78	つばめ薬局	築上郡上毛町大字宇野931-1	R3・5・31
粕居285	訪問看護ステーション土屋九州	糟屋郡粕屋町大字内橋800-19 カレンシーハイツ西村307号室	R3・6・30

福岡県告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関

から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大居310	白川病院訪問看護ステーション	大牟田市大字久福木82-1	大牟田市上白川町一丁目146番地	R3・6・1
柳支8	社会福祉法人学生会学生会ケアプランサービス	柳川市矢加部249-5	柳川市矢加部260-1	R3・6・1

2 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
柳支8	社会福祉法人学生会デンナー桃源郷ケアプランサービス	社会福祉法人学生会学生会ケアプランサービス	柳川市矢加部260-1	R3・6・1

福岡県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
------	-----	-------	-------

大野生149	医療法人ひかり皮ふ科クリニック	大野城市紫台1-5	R2・5・1
小生117	西原内科・循環器科医院	小郡市小郡693-7	R3・6・1
粕生407	博多の森内科クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7-105	R3・6・1
古生歯79	しまぞえ歯科	古賀市天神四丁目13-1	R3・7・1
糸島地生歯57	よつば歯科医院	糸島市南風台三丁目14-25	R3・6・1
八女生歯78	いいだ歯科・口腔外科クリニック	八女市大島31-1	R3・6・8
行生歯92	医療法人さとう歯科医院	行橋市西宮市一丁目9-13	R3・6・1
行生歯93	まつお歯科クリニック	行橋市大字下津熊874-1	R3・6・1
糸島地生薬75	清上薬局	糸島市前原西四丁目8-15	R3・6・1
み生薬37	ヤサミ調剤薬局	みやま市瀬高町下庄2175-1	R3・5・31
京生薬79	つばめ薬局	築上郡上毛町大字宇野931-1	R3・6・1
粕生訪19	ひよこ訪問看護ステーション福岡	糟屋郡篠栗町大字尾仲863-31	R3・6・1
像生訪11	訪問看護ステーションいろいろ	宗像市土穴三丁目2-37ヴィラージュ集1F	R3・7・1
宰生訪14	訪問看護ケアステーションやよい	太宰府市五条二丁目22番地33号車屋第5ビル106号	R3・6・1
糸島地生訪8	訪問看護ステーション彩々	糸島市浦志二丁目4番30-303号	R3・5・1
築生訪6	筑後訪問看護ステーション	筑後市大字野町389-1	R3・5・1
み生訪5	訪問看護ステーションR e a fみやま	みやま市瀬高町下庄613-1-1F	R3・7・1
田川生訪33	さん愛訪問看護ステーション	田川郡香春町大字香春1660-1	R3・7・1
宗遠生訪11	訪問看護ステーション山桜	遠賀郡水巻町高尾14-5	R3・1・10
宗遠生訪10	訪問看護ステーションこころ	遠賀郡芦屋町正門町7-11	R3・6・21

福岡県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生237	高橋耳鼻咽喉科医院	糟屋郡宇美町宇美4-1-3丸和メディカルビル3F	R3・3・31
粕生379	博多の森内科クリニック	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7-105号	R3・5・31
粕生298	社会医療法人栄光会 栄光会こどもクリニック	糟屋郡志免町別府西二丁目23番25号	R2・4・30
大野生137	ひかり皮ふ科クリニック	大野城市紫台1-5	R2・4・30
大野生54	医療法人桑野外科医院	大野城市東大利一丁目8-13	R3・3・31
小生31	丸山病院	小郡市山隈字弥八郎273-11	R3・3・31
京生77	安井医院	京都郡苅田町大字南原穴田1661-1	R3・3・31
小生19	西原内科	小郡市小郡693-7	R3・5・31
北生歯55	堤歯科医院	糟屋郡志免町志免一丁目22-15	R3・4・1
糸島地生歯53	よつば歯科医院	糸島市南風台三丁目14-25	R3・5・31
田川生歯96	ひらつか歯科医院	田川郡川崎町大字池尻字免武ノ丁397	R3・4・11
糸島地生薬2	有限会社清上薬局	糸島市前原西四丁目8-15	R3・5・31
み生薬8	ヤサミ調剤薬局	みやま市瀬高町下庄2175-1	R3・5・30
大生薬129	しらかわ調剤薬局	大牟田市上白川町二丁目455-19	R3・3・31
飯生薬124	セイコー薬局忠隈店	飯塚市忠隈367-1	R3・3・31
飯生薬156	ハッピー調剤薬局 飯塚病院前店	飯塚市新飯塚16-14	R3・3・31
京生薬78	つばめ薬局	築上郡上毛町大字宇野931-1	R3・5・31

粕生訪17	訪問看護ステーション土屋九州	糟屋郡粕屋町大字内橋800-19カレンシーハイツ西村307	R3・6・30
-------	----------------	-------------------------------	---------

福岡県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大生416	医療法人古賀皮膚科医院	医療法人古賀ひふ科クリニック	大牟田市大字田隈字中屋敷506番2	R3・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生416	医療法人古賀ひふ科クリニック	大牟田市大字田隈字今町260-1	大牟田市大字田隈字中屋敷506番2	R3・5・1
京生薬145	みやこスターファーマシー	京都郡みやこ町豊津1104-12	京都郡みやこ町豊津27-2	R3・5・1
大生訪23	白川病院訪問看護ステーション	大牟田市大字久福木82-1	大牟田市上白川町一丁目146番地	R3・6・1

福岡県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（

法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大野生マ47	古賀 美咲（OFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	R3・6・15
大生柔99	中原 優太（整骨院優悠）	大牟田市三里町二丁目10-10	R3・5・1
田生柔81	久次 康司（健心整骨院）	田川市大字伊田2713-44	R3・6・1
行生柔38	須崎 将幸（せいめい整骨院）	行橋市中央二丁目6-12	R3・6・28
小生柔50	戸部田 祥奈（堺整骨院小郡院）	小郡市小坂井118-1	R3・6・1
像生柔132	西山 貴弥（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	R3・6・1
像生柔133	松ヶ野 凌平（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	R3・6・1
宗遠生柔52	松本 将弘（堺整骨院水巻院）	遠賀郡水巻町樋口3-7	R3・6・1
京生柔46	多田 さくら（整骨院長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	R3・7・1
田生はき12	澤重 美和（鍼灸院長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビル1階	R3・6・1
粕生はき30	濱口 寿美子（からだすこやか治療院 糟屋店）	糟屋郡篠栗町大字尾伸110-5	R3・6・1

福岡県告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大野生マ13	和田 貴栄 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ15	井手 信二 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ16	船橋 典一 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ18	森本 鮎弥 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ21	松井 泰憲 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ23	和泉 徹 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ24	緒方 伸彦 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ26	井上 一夫 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ29	辻 淳介 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ33	田村 光義 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ34	吉瀬 泰行 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・7・1
大野生マ35	荒殿 義高 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ37	岡本 敬子 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ38	寺内 勝 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ39	板元 華凜 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
大野生マ40	大城 朝典 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10
飯生柔117	安部 佳憲 (新飯塚中央整骨院)	飯塚市立岩1049-11	R3・6・1
飯生柔118	和田 悠幾 (新飯塚中央整骨院)	飯塚市立岩1049-11	R3・6・1
田生柔50	中牟田 さくら (長生庵)	田川市大字伊田2741-11KMビル1階	R3・6・11

朝倉生柔11	半田 竜也 (はんだ整骨院)	朝倉市宮野1949-1	H28・12・1
粕生柔166	安在 孝太 (新宮中央整骨院)	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R3・5・16
粕生柔205	峯 裕馬 (志免中央整骨院)	糟屋郡志免町南里二丁目1-1	R3・5・16
大野生はき14	緒方 伸彦 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	R3・6・10

福岡県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名（名称）又は住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
み生柔14	田中 泰弘 (たなか整骨院) みやま市瀬高町小川218-1	田中 泰弘 (たなか整骨院) みやま市瀬高町下庄2309-5	R3・6・7

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市沼口字平ノ口125番1、126番1、136番1、138番2、139番、139番2、140番、141番1、141番7及び141番9

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区星ヶ丘五丁目9番14号
有限会社 アリカン
取締役 愛川 奈美子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ゆめタウン行橋
(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
佐与土地改良区	令和3年7月20日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(1 工区) 春日市平田台五丁目1番2から1番12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 林田 浩一

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
教職員用パソコン賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年7月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

119,842,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年6月4日

公告

解散した清算法人上秋月土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
久保田 茂俊	朝倉市上秋月1614番地
片原 武敏	朝倉市日向石877番地6
手嶋 和彦	朝倉市上秋月2373番地
内田 英彦	朝倉市上秋月324番地
本田 嘉明	朝倉市日向石370番地
本田 康徳	朝倉市上秋月1974番地2
内野 雅博	朝倉市上秋月1745番地1
川上 英生	朝倉市山見406番地3
手島 久夫	朝倉市田代600番地
田口 博登	朝倉市日向石1203番地3
大倉 伸生	朝倉市上秋月2754番地

山崎 正喜	朝倉市江川1835番地
平野 勝浩	朝倉市上秋月2424番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
椎田小川池土地改良区	令和3年7月19日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
伊方土地改良区	令和3年7月21日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市四郎丸字京野71番1、71番11、71番22の一部、71番26、71番54、71番55、75

番8から75番10まで及び75番20

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

直方市大字上新入2475番地

株式会社直方建機

代表取締役 新戸 達也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町別府西三丁目704番6、704番8、709番1、709番2、710番1、711番

2、711番13、712番1及び721番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区空港前四丁目12番25号

有限会社栄大ビル

代表取締役 曾根崎 元

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール福津

(2) 所在地 福津市日苜野六丁目16番地1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・特にありません。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・特にありません。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・特にありません。

(4) 防災・防犯対策への協力

・特にありません。

(5) 騒音の発生に係る事項

・特にありません。

(6) 廃棄物に係る事項等

・特にありません。

(7) 街並みづくり等への配慮等

・特にありません。

(8) その他

・特にありません。

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和3年8月3日

福岡県労働委員会会長 山下 昇

氏名	委嘱年月日	現職等	備考
上田竹志	令和元.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪稔	令和元.11.26	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳永響	令和元.11.26	弁護士	同上
所浩代	令和元.11.26	福岡大学法学部教授	同上
服部博之	令和元.11.26	弁護士	同上
森裕美子	令和元.11.26	弁護士	同上
山下昇	令和元.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	同上
隈本泰清	令和元.11.26	U Aゼンセン福岡県支部顧問	現労働者委員
桑原忠志	令和元.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
島添幹子	令和元.11.26	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高田章男	令和元.11.26	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
藤田桂三	令和2.9.10	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉村淳治	令和元.11.26	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬紀顕	令和元.11.26	福岡県経営者協会顧問	現使用者委員

熊手艶子	令和元.11.26	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内直行	令和元.11.26	(株)井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上
谷川由利子	令和元.11.26	総合メディカル(株)取締役常務執行役員	同上
宮田克彦	令和元.11.26	西日本鉄道(株)顧問	同上
和田金也	令和元.11.26	(株)岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
後藤裕	令和元.11.26	弁護士	前公益委員
南谷敦子	令和元.11.26	弁護士	同上
上野茂伸	令和元.11.26	元日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	前労働者委員
松岡嘉彦	令和元.11.26	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
野口眞	令和3.4.9	福岡県労働委員会事務局長	
南里妙子	令和3.4.9	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
山本隆二郎	令和元.11.26	福岡県労働委員会事務局審査課長	